

## 『聯珠詩格』は『新選集』の典拠か

— 『連集良材』所収、戴復古「子陵釣台」詩を端緒に —

中本 大

はじめに

『新撰菟玖波集』卷十五雑部に、次掲、伊勢国司北畠教具作の付句が採録されている。<sup>①</sup>

君とそひねのほしは出けり

いにしへのおなしまなひはまれの世に

権大納言教具

この寄合の眼目は、前句の「君」を「大君」に見立て、「いにしえの中国の帝王が同学の旧友と枕を並べたのは遙か昔、今は同じ「君」でも愛しい君と添い寝しつつ星をながめている」と取り成した点である。寄合の典拠は漢故事で、後漢の隱者、嚴光（子陵）の逸事に取材したものである。室町時代末期成立とされる連歌寄合書『連集良材』では、教具句を引きつつ、この故事を「七里灘」の表題で解説している。その内容は以下の通りである。<sup>②</sup>

七里灘 万事無心一釣竿 三公不換此江山 平生恨識劉文叔 惹得虚名滿世間  
 嚴光字子陵嚴子陵ト云 後漢光武皇帝ノ旧友同学ニテ久ク、アヒナ  
 レタリ其ノ後光武天子ト成給ノ、子陵行方シラス成ヌ、光武天下ニ  
 オホセテ、是ヲ令求ヤウ／＼尋得給フ羊ノ裘キテ賤キ形也然トモ帝  
 旧好ヲ思テ、閑往時ヲ語テ夜モ床ヲ同ノ臥、子陵我足ヲ以光武腹上  
 ニヲケリ司天官奏云客星帝座ヲ犯スト申ケレハ光武咲云是不可驚朕  
 故人処為也ト仰ラレテ、ヤミス、便以子陵補諫議太夫辭便去、富春

『聯珠詩格』は『新選集』の典拠か

山耕不出世七里灘ト云処ニ、ツリメ残生タノシミケリ灘ハ瀬也子陵  
 ツリセシ後ハ七里灘ヲ嚴陵灘トモ嚴陵瀬トモ云也イニシヘハ、光武、  
 子陵、同学ノ旧友ノソヒネノ星ニハ、カハリテ今ハ恋ノ君ト、ソヒ  
 ネノ星詠ト云心ヲ

君とそひねのほしは出けり

いにしへの同じ学もまれの世に

新菟玖波二在

先に掲げた三条西実隆本と『連集良材』所載の付句を比べると、『連集良材』では「同じ学も」とする異同があるものの、三条西実隆本以外の古写本を一覧すると、金毘羅本・大永本・陽明文庫本等「おなしまなひも」と作る室町時代古写本も数多く、往時から両方の本文が通用していたと考えられる。句意に大きな違いはないであろう。

さて、本邦においても平安時代以来、嚴子陵の故事はよく知られていた。『文選』卷二十六所載、謝靈運の五言古詩「七里灘」をはじめ、『蒙求』にも「嚴陵去釣」として採録されたこの逸事は、『本朝文粹』卷第五や『和漢朗詠集』卷下「丞相付執政」に収載された菅三品「為一条左大臣辞右大臣第三表」の一聯、

傅氏嚴之嵐 雖風雲於殷夢之後  
 嚴陵瀬之水 猶涇渭於漢聘之初

の受容を中心に、広く初学書や注釈の世界へと浸透し、知識人の教養に組み込まれていった。

『連集良材』に見られる各寄合項目の全体的な記述傾向として、こうした本邦漢学の伝統を踏まえつつ、特に書陵部本系や見聞系和漢朗詠集注と酷似した注釈本文を掲載することも多い一方、この「七里灘」項では、『胡曾詩抄』本文に全面的に依拠しつつ記述しているのである。その該当部分を引用しておこう。

七里灘ハ、嚴子陵カ釣魚処也。在嚴州桐廬県之南。嚴光、字子陵、光武旧友也。同学シテ相タリ。後、光武ハ為天下主。嚴光ハ不知在所。光武、天下仰テ求之。披羊裘、賤シキ形容也。然トモ帝旧好ヲ思テ、閑語往時、夜ルモ同床ニテ臥ス、嚴光以足、置光武腹上。司天之官奏シテ曰、客星犯帝座ト云。光武笑曰、是、不可驚、朕力故人ノスル処トテ止ヌ。便以嚴光補諫議太夫。辞シテ去リ、耕富春山、不出。後人、名其釣所、為嚴陵。又為嚴陵瀨。

(神宮文庫本『胡曾詩抄』)

堀川貴司氏が紹介された石川県立図書館川口文庫所蔵『和漢朗詠集私注』のように、近世初期には、本邦五山で蓄積された学識を積極的に活用した朗詠注が存在していることもあり、同じく本邦で平安時代以降に親しまれた漢故事を概観する『連集良材』各項目の典拠選択方針の解明は、文学史的にも意義があると考えられる。詳細は稿を改めて考察するものの、ここでは平安時代以来の和漢朗詠集注釈に象徴される本邦古典注釈の世界とは異なる位相とも関連する、室町時代の漢籍享受の具体的な様相を探るべく、「七里灘」項の依拠資料に注目したい。

『連集良材』所収「七里灘」で最も特徴的なのは、表題の下に掲げられた七言絶句の存在である。こうした漢詩の引用は『連集良材』全体を概観しても、この項目のみに限られており、他とは異なる、特別な編集意図が存在していた可能性が考えられるのである。

本稿では、引用される七絶を端緒に、本邦禅林で編纂された総集の依

拠本文から浮かび上がる問題について検討したいと考えている。

## 一

「七里灘」の表題下に掲げられた七言絶句の作者は、中国南宋中期の「江湖派」という詩詞の流派に属していた戴復古（一一六七～一二五〇頃）である。「江湖派」とは進士及第が叶わなかった文人や在野の詩人が、中央文壇に対して、敢えて世俗（江湖）にあることを標榜した詩壇で、日本でも『後村詩話』などの著作や『分門纂類唐宋時賢千家詩選』の編纂で知られる後村劉克莊の名とともによく知られた一派であろう。

戴復古の字は式之、寧波にほど近い南塘の出身で、故郷の石屏山に隠棲し、自らも「石屏」と号していた。晩唐の詩風に学んだ一方、南宋三大家の一人、陸游に師事して培った宋詩の王道でもある清新な詩風は、日本人好みと賞してよいであろう。その別集『石屏集』の日本への齎来時期は不明ではあるものの、『精選唐宋千家聯珠詩格』にはその作品十七首が採録されていることから、本邦禅林においても広く愛唱される詩人であったと考えることがあろう。

さて、その作品の一つ、中国後漢の隱者、嚴光（子陵）の故事に取材した七絶は、本邦五山でも版行された于済・蔡正孫編『精選唐宋千家聯珠詩格』（以下、『聯珠詩格』と略称）「用恨字格」に「釣台」の題で所収されている<sup>④</sup>。斯書に採録される本文は「万事無心一釣竿、三公不換此江山、平生恨識劉文叔、惹得虛名滿世間」で、『連集良材』に掲載される措辞と完全に一致する。この事実は一見、『聯珠詩格』が『連集良材』の典拠であることを物語っていると考えられるものの、その当否を容易には定め難い。実は『聯珠詩格』と同一の措辞が『錦繡段』「懷古 付題詠」部に「子陵釣台」の題目で採録されているのである。

『錦繡段』所収「子陵釣台」詩は『新選分類集諸家詩』、所謂『新選集』からの抄録である。堀川貴司氏が一覽・紹介された『新選集』諸本を確認しても、内閣文庫本をはじめとして、戴復古詩本文に異同は見られない。⑤では、『連集良材』が依拠したのは本邦禅林で広く愛読された『聯珠詩格』と『錦繡段』という二書の、どちらなのであるか。或いは別書に拠っている可能性が考えられるのであろうか。近世初期の『聯珠詩格』・『錦繡段』受容の様相を勘案しつつ、第一に、「子陵釣台」（釣台）詩の本文異同について確認しておきたい。

## 二

戴復古「釣台」詩は『聯珠詩格』・『錦繡段』とは別の措辞で、室町時代本邦禅林での利用が確認できる典籍に引用されている。『鶴林玉露』がそれである。乙編卷二に「釣台詩」の表題で引用される本文は、「万事無心一釣竿、三公不換此江山、当初誤識劉文叔、惹起虚名滿世間」で第三、四句傍線部に異同がある。⑥。「常々恨めしいのは光武帝（劉文叔）と知り合ったために、虚名が世間に広がり満ちてしまったことよ」とする『聯珠詩格』・『錦繡段』に対し、「当初はそうとも知らずに誤って光武帝と知り合ったがために、虚名が世間に広がり満ちる事態を呼び起こしてしまった」とする『鶴林玉露』とでは、嚴子陵の光武帝に対する評価に、明確な相違が看取できるであろう。『鶴林玉露』の著者、羅大経は、それを世間と折り合えない子陵の剛直さと捉え、光武帝の慎み深い人物像と対照させて、「平生謹勅劉文叔、却与狂奴意氣投」と自らも追詠したのであった。

羅大経詩の「狂奴」は『後漢書』「嚴光伝」や『排韻増広事類氏族大全』にも見える嚴子陵の幼名である。蘇軾詩にも見出せる表現であるものの、

『聯珠詩格』は『新選集』の典故か

意外なことに、子陵を題材に詠じている義堂や絶海の詩文には確認できない措辞なのである。本邦では、戴復古詩と共に、「赤帝青氈僅已還、華助高躅未容攀、詩家総認帰休意、不到狂奴兩字間」という結句傍線部の措辞を持つ元代の士大夫、夾谷之奇作「子陵釣台」詩が、『新選集』（『錦繡段』）に収められたことを契機として、瑞溪周鳳や九鼎竺重・月舟寿桂等、室町時代中期以降、五山僧が詩文に用いるようになったと考えられる。正に『新選集』受容が端緒となって、学僧の詩囊を肥やした表現の代表例なのである。月舟の一世代前に活躍した学僧で、同じ建仁寺住持を務めた桂林徳昌が『古文真宝桂林抄』所載「嚴先生祠堂記」の注で、

嚴先生力事ハナニモ多ソ。幼ノ名ハ狂奴ソ。幼ヨリ光武ト同学ニ  
游タソ……以下略

と殊更「狂奴」に言及している背景にも、『新選集』（『錦繡段』）の影響が考えられるであろう。逆に、本邦禅林における『鶴林玉露』受容が甚だ限定的であったことも想像し得るのである。⑦。

さて、羅大経の措辞「平生謹勅劉文叔」は、『山谷詩集』巻九に収められる黄庭堅「題伯時画嚴子陵釣灘」詩の初句「平生久要劉文叔」を踏まえたものと考えて間違いない。⑧。戴復古詩の措辞「当初」が「平生」と混同されたのも、山谷詩の表現が広く文壇で親しまれたことが一因であろう。本邦にあっても五山禅林はもちろん、三条西実隆の『再昌草』永正三年一月二十五日詠草に、徳大寺実淳から贈られた七絶「昨夜春寒一寸灰、雪埋径路愈無媒、旧朋絶信最相似、廿四番風不到梅」に対して「双鬢是糸心是灰、春風猶未作良媒、平生久要有書在、雪裏題詩又寄梅」という、傍線部のように、黄詩の措辞を借用して和韻詩を詠じている例も見え、往時、人口に膾炙した表現であったことが知られる。⑨。

他方、戴復古「釣台」詩本文の校勘については不明な点が多い。『分門纂類唐宋時賢千家詩選』をはじめとする、本邦でも受容が確認される選

集に「釣台」詩は一切採録されておらず、『聯珠詩格』以外の総集への摘録も、清代以前で確認し得るのは宋代佚名撰『詩家鼎鑪』のみである。だが、戴復古の別集『石屏詩集』や清代編纂の総集に採録された措辞は、総じて第三句「平生誤」、第四句「惹起」とするものが主流である（四庫全書本『詩家鼎鑪』のみが「平生恨」としている）。現存する漢籍に拠る限り、『聯珠詩格』の本文は決して優勢ではないのである。しかし「用恨字格」に収録する『聯珠詩格』にとって「恨」字こそが戴詩の眼目であった。日本において、光武帝との邂逅を一生の痛恨事と考える嚴子陵像の定着に、『聯珠詩格』の本文が果たした役割は実に大きかったと考えられる。

如上、優勢ではない『聯珠詩格』と同一の本文を採録することから、『新選集』、即ち『錦繡段』の典拠は『聯珠詩格』である蓋然性が高いと考えられる。中国歴代に互る膨大な詩人の作品を掲載する『新選集』・『新編集』の出典や編集経緯については、白居易詩に注目し、その依拠資料を検証した堀川貴司氏の考察がある。白詩については、総集ではなく別集に拠った可能性が指摘されており、大いに参考になるもの（『詩のかたち・詩のころろ―中世日本漢文学研究―』第十六章「中世禅林における白居易の受容」参照）、『新選集』・『新編集』に採録される詩人の属性（僧俗・知名度等）は実に多様で、撰集資料の詳細は未だ不明な点が多い。

例えば、宇都宮遯庵編『錦繡段抄』（万治四（一六六二）年刊・仮名抄）では、『錦繡段』所収詩で『聯珠詩格』にも掲載されている場合は、必ずその事実と言及していることもあり、夙に『錦繡段』（すなわち『新選集』・『新編集』）の典拠の一つとして『聯珠詩格』が想定されていた可能性は窺えるものの、典拠確定の意味する所は、単に依拠資料の指摘という次元に留まらないであろう。こうした個別検証の蓄積こそが、本邦禅僧の総集編纂過程の解明につながるものであり、牽いては義堂・絶海没後、応永・永享期以後の室町時代禅僧における漢籍受容の実態を明らかにする重要

な契機になると考えられる。

『新選集』の典拠に『聯珠詩格』を想定する根拠の一つが、逆翁宗順（一四三三〜一四八八）編『点鉄集』（承応四年版本）の存在である。斯書は浩瀚な音韻別摘句集で、『錦繡段』編者の天隱龍澤が序文を付したことも知られている。ここでも戴復古詩の一聯が取り上げられており、版本首書でその典拠として挙げられているのが『聯珠詩格』なのである。『点鉄集』版本は義堂周信編『貞和集』などととも、『錦繡段』・『続錦繡段』も典拠として挙げていることから、決して本邦の編著を敬遠したとは考えられない。ここでは殊更、『錦繡段』（『新選集』）を避け、『聯珠詩格』に拠ったものと推定されるのである。これはすなわち、戴復古詩の典拠は『聯珠詩格』と見做されていたことの証左でもあり、注目されるのである。

### 三

近世初期、既に『錦繡段』注釈書や受容資料の多くが、その典拠として『聯珠詩格』に言及しているにも関わらず、『錦繡段』に比して『聯珠詩格』の利用が優位に立つことはなく、逆に『錦繡段』の普及が進んだことは注目すべきであろう。本稿の問題意識に即して言えば、漢籍であり、五山禅林でも版行された『聯珠詩格』以上に『錦繡段』が權威ある典籍と見做されるようになっていくことの意味は、改めて考えられなければならないのである。

本邦禅林で編纂された総集において採用された本文が、出典から切り離されて、禅林で広く流布した初学者向けの選集に受け継がれたことで、後代の文壇に大きな影響力を誇ることになる——近世初期版本が後に多くの流布本の祖形となったのと同様、近世初期、慶長・元和年間に相継

いで版行された『錦繡段』は、初学書であるにも関わらず、祖本である『新選集』・『新編集』を凌ぐ新たな古典としての地位を確立するに至る。

慶長二年、印行した『錦繡段』を近臣らに賜った後陽成天皇は、南禅寺悟心院の学僧、梅印元冲長老に命じて、慶長九（一六〇四）年四月八日から五月二十二日まで五回に亘って、『錦繡段』を進講せしめたことが『慶長日件録』や『言経卿記』に記されている。後陽成天皇没後も、後水尾天皇が元和四（一六一八）年正月十八日に南禅寺金地院の以心崇伝、元和八（一六二二）年三月二十一日に相国寺の听叔頭暉を召して、『錦繡段』を講義させたことが知られている。特に元和四年、『錦繡段』と並行して講釈が行われているのが『源氏物語』であったことは興味深い。『錦繡段』が禁裏を中心に、必読の古典的教養として確立していく様子が端的に窺われるのである。

他方、近世俳諧における『錦繡段』の影響の大きさについては、仁枝忠氏を始め多くの先学の指摘があり、敢えて贅言を加える必要はないものの、ここでは近世初期の『錦繡段』盛行の先鞭をつけたと考えられる、類書『国花集』の事例を確認しておきたい。

『国花集』「人品」の「子陵」項では、戴復古詩に続いて、『錦繡段』の名を明記して同題の四首総てを引用している一方、「惹虚・惹名・久要・相公」など戴復古詩だけでなく、黄庭堅詩に由来する熟語が列なっているのが注目される。これは月舟寿桂『錦繡段抄』が採録する戴復古「子陵釣台」詩の注で、王秋江・張立斎などの『聯珠詩格』所載同題詩を引用した後に続けて、『聯珠詩格』が採録しない前掲、黄庭堅詩の一聯を引用していることと無関係ではないであろう。先にも述べたように、「平生」の措辞が、本邦でも戴復古詩と黄庭堅詩を関連付けて理解されるに至る過程を付度し得る、一つの傍証と言えるであろう。

では『連集良材』の典拠も古活字版『錦繡段』であると断定してよい

のであろうか。それを探るべく『連集良材』古活字版の刊行年である寛永初年の周辺を勘案すると、出版をめぐる興味深い事象が浮かび上がってくるのである。

先掲『鶴林玉露』には古活字版があることが知られている。京都大学附属図書館清原家文庫蔵本がそれで、東洋文庫蔵寛永頃書写本の底本と考えられるものである。清原家文庫本の刊年は不明である。『鶴林玉露』の版本は、寛文二（一六六二）年製版本が広く通行し、現存本も多いものの、それ以前に古活字版が上梓されていたことは重要であろう。渡辺守邦氏が指摘されるように、『慶長見聞集』にその本文が引用される『連集良材』は、寛永初年以前に成立していたことが確実であると考えられる<sup>13</sup>。この時期はまさしく古活字版全盛の時期であり、他書版行の影響を受けて、『連集良材』が上梓された可能性は十分に考えられる。慶長勅版『錦繡段』と隔たることなく成立し、古活字版として印行された連歌寄合書が『錦繡段』に所収される七絶を引用している、という事実を決して看過すべきではないのである。

ならば『連集良材』が依拠したのは古活字版『錦繡段』と結論付けてよいのであろうか。慶長勅版以来、『錦繡段』版本は必ず訓点をともなっている。『連集良材』版本が採録する戴復古詩にも訓点が付されており、それを検証することで、依拠した本文を想定することが可能になろう。

『連集良材』の訓点で特徴的なのは、第三句に訓点を一切施していない点である。実は『錦繡段』の近世版本における訓読には異同がなく、第三句は「平生恨ラクハ劉文叔ニ識ラルルコトヲ」と訓み下すことで一致している。『連集良材』と同じく第三句に訓点を付さない諸本は存在しないため、依拠本文を確定することは難しい。逆に第三句を除く『連集良材』各句の訓読は、『錦繡段』版本諸本と完全に一致していることから考えて、『連集良材』の第三句は、本来付すべき訓点を付し損ねてしまった

可能性が高いと考えられる。慶長勅版以来、『錦繡段』の訓点に変更点は見られないのであり、『連集良材』が近世版本と同一の訓点を付していることは、勅版の付訓成立の環境と隔絶していないことを示す証左と見做し得る。すなわち、『連集良材』の典拠が『錦繡段』である可能性は高いと考えられる。

この事實は、『錦繡段抄』を含む『錦繡段』版本に付された訓読の成り立ちを考察する上でも重要な契機になると考えられる。

### おわりに

本邦五山禅林文壇で育まれた学殖は、その最大の庇護者であった室町幕府と命運をともしることなく、豊臣秀吉や徳川家康にも供され、結果として更に新たな受容層を獲得することとなった<sup>⑭</sup>。特に江戸開府後は朝廷との関係を強め、その成果の一端が慶長年間の後陽成天皇による『錦繡段』の開版に繋がったと考えられる。そもそもなぜ『錦繡段』が勅版の対象として選択されたのか——初学書として有益な書物でありながら、勅版の識語にも記されているように、五山版として開版されなかったことなど、様々にその理由は挙げ得るものの、その意図は残念ながら明らかにはし得ない。しかし、『古文孝経』と『勸学文』に挟まれるように開版された『錦繡段』が、五山禅林の枠に留まらず、室町時代を代表する漢学初学書として、後陽成天皇周辺で高く評価されていたことは確かであり、更には「勅版」という契機がその後の『錦繡段』の普及に強い推進力を与えたであろうことも、想像に難くないのである<sup>⑮</sup>。

近世初期慶長年間、『錦繡段』は室町時代五山禅林とは別の位相で、權威ある典籍として受容され、それが作品の更なる普及を促し、西山宗因をはじめとする近世初期俳諧にも大きな影響を与えるに至る。承応二

(一六五三)年七月に記された宗因の紀行文、『津山紀行』(綿屋文庫蔵『著作道日記草稿』)に、

左は淡路島、雪のまがひも、おぼつかなし、

国なせる新島や是霧の海

古詩に江霧を題して、紛々一氣裏長空、絶与鴻毛未判同と侍るにやと引用される「古詩」は、『錦繡段』「天文」部所収、蕭則陽作「江霧」詩の第一・二句である。全文は「粉粉一氣裏長空、絶与鴻濛未判同、無数過船看不見、人声却在槽声中」で、措辞の一部に異同はあるものの、慶長十(一六〇五)年に生まれた宗因は、当然のように『錦繡段』を学び、その表現で詩囊を肥やしていたのである<sup>⑯</sup>。

『錦繡段』所収詩を「古詩」と記しつつ、自作と並べる宗因の例は、室町時代を通じて愛好された漢故事が、和漢聯句や講説を端緒として五山禅林で親しまれた典籍とも繋がり、漢籍由来の連歌寄合に結実し、それを継承した近世初期文壇で古典的価値を見出されるに至った好事例と考えられる。それは近世初期文芸が、中世的達成を踏まえた存在であることを改めて強く認識させるのである。そして、その典型例を集成したものが『連集良材』なのであった。

『連集良材』各項目の典拠は多様で、古今注・伊勢注・源氏注・朗詠注等の本邦古典注釈をはじめ『論語』・『文選』・『胡曾詩抄』、更には『下学集』(『節用集』)等辞書類にも及んでいる。こうした「連歌寄合書」の成立も、本邦室町時代五山文壇の学識が広く朝廷をはじめとする新たな文壇(それを「京都文壇」と直ちに言い換えてよいか否か、まだ疑問はあるもの)と交流した成果なのだとしたら、今後、近世初期文壇の位相を捉え直す上での一助となることは確かであろう。

## 注

- ① 本文は明応六年写三条西実隆筆本（『天理図書館善本叢書和尚書之部』二十・八木書店）に拠る。
- ② 『連集良材』の成立については『日本古典文学大辞典』（岩波書店）の記述に拠る。本文については早稲田大学図書館所蔵寛永八（一六三一）年古活字版に拠り、便宜上、訓点を省略した。
- ③ 『詩のかたち・詩のこころ―中世日本漢文学研究―』第一章『新選集』『新編集』『錦繡段』に『新選集』を受容した例として指摘されている。
- ④ 『聯珠詩格』の本文引用については、増注本に拠るもの、住吉朋彦氏の一連の研究を参照し、適宜諸本異同を確認している。
- ⑤ (二)の論考参照。
- ⑥ 本文は京都大学附属図書館清原家文庫蔵古活字版に拠る。
- ⑦ 室町時代後末期以後に成立し、近世初期に版行された『太平記』の注釈書である『太平記賢愚抄』や『太平記抄』では『排韻氏族大全』を引用しつつ、「狂奴」に言及しているのは重要である。室町時代後期以降の本邦禅林における『排韻氏族大全』の盛行は当然、踏まえるべきではあるものの、あわせて『錦繡段』の存在も無視できないと考えられる。
- ⑧ 引用は国会図書館所蔵古活字版『帳中香』所収本文に拠る。
- ⑨ 『再昌草』引用は『私家集大成』所収本文に拠る。
- ⑩ 本文は花園大学図書館所蔵本を参照した。
- ⑪ 元和四年の講義については、『時慶卿記』や『本光国師日記』に詳細に記されており、崇伝の江戸下向により、韋荘「台城」詩まで講義したところで中止となり、抄物が直ちに天皇に献上されたことが知られる。元和八年の講義については『鹿苑日録』同年三月二十一日条から八月十四日条に至るまで計四回の講義に関する記述を確認することができる。
- ⑫ 本文は国立公文書館内閣文庫所蔵寛永五年版本に拠る。
- ⑬ 渡辺守邦「寛永期の〈知恵蔵〉たち」（岩波書店『文学』二〇一〇・五、六月号）参照。
- ⑭ 堀川貴司『詩のかたち・詩のこころ―中世日本漢文学研究―』第九章「中世から近世へ―漢籍・漢詩文をめぐる―」には、近世初期文壇と室町時代五山禅林文壇との連続性に関する端的な知見が示されている。併せて参照されたい。
- ⑮ 慶長勅版については多くの先学の研究蓄積があるものの、ここでは安野博之氏の「慶長勅版の刊行について―慶長四年刊本を中心に―」（『三田國文』第三十二号・二〇〇〇・慶應義塾大学国文学研究室）を挙げておきたい。
- ⑯ 『津山紀行』の引用は、『西山宗因全集』第四卷（八木書店・二〇〇六）所収本文に拠る。

（本学文学部教授）